

岩美町ふるさと就職支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町ふるさと就職支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本町において新規高卒者等の地元への就職を促進するため、新規高卒者等を正規雇用した中小企業者に対し、人材育成に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 新規高卒者等

「学校教育法」に規定する高等学校若しくは特別支援学校（高等部に限る）を卒業した者で卒業後1年を経過しない者で、町内の事業所に正規雇用されたことのない者

(2) 中小企業者

「中小企業基本法」第2条に規定する中小企業者

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付対象となる事業者は別表1に掲げるとおりとする。

(補助対象事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件をいずれも満たす事業とする。

(1) 岩美町に住所を有する新規高卒者等を雇用すること。

(2) 地元への就職を促進し、人材育成につながる事業であること。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助対象事業の実施に要する経費のうち、新規高卒者等の給与に要する費用とする。

(補助金の支払い)

第7条 補助金の支払いについては雇用契約日から6ヶ月経過毎に支払うものとし、年度内における雇用期間が6ヶ月に満たない場合は、翌年度において雇用期間が6ヶ月を経過したことを確認後支払うものとする。

また、雇用状況の報告については別紙様式によるものとする。

(補助金の算定等)

第8条 本補助金は、1人あたり月額10万円を雇用契約日から12ヶ月を限度として予算の範囲内において交付するものとする。ただし、1ヶ月に満たない雇用日数がある場合は補助金の対象外とする。

(補助金の交付申請)

第9条 本補助金の交付申請は、規則第5条に定める申請書により、町長が別に定める日までに行なうものとする。

2 前項の申請には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式1号)
- (2) 収支予算書(様式2号)
- (3) 事業所が法人にあっては定款、その他の事業所については会社概要がわかる書類
- (4) 雇用者の住民票
- (5) 雇用契約書(辞令)等の写し
- (6) その他町長が必要と認めたもの

(実績報告)

第10条 規則第17条の規定による実績報告書は、事業実績報告書(様式1号)に収支決算書(様式2号)を添付し、補助事業の完了から30日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(受入額調書)

第11条 規則第20条第1項第3号に規定する受入額調書は、様式3号のとおりとする。

(補助金の返還)

第12条 雇用状況の報告によって、雇用契約が継続されていない(雇用期間が6ヶ月以内)と判断された場合、交付した補助金は返還するものとする。

(帳簿の整備等)

第13条 事業主体は、補助金に係る経費についてその収入を明確にした証拠書類を整備し、当該事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年度から施行し、平成25年度までとする。

附 則

この要綱は、平成26年度から施行し、平成28年度まで適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度に限り適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度に限り適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度に限り適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度に限り適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和5年度まで適用する。

別表第1(第4条関係)

補助金を受給できるのは、新規高卒者等を雇用した事業主(風俗営業及び風俗関連営業は除く。)で次の1から6のいずれにも該当する者とする。

ただし、本補助金の交付は、同一の新規高卒者等に対し1回限りとする。

- 1 岩美町内に事業所(事務所、店舗、工場)を設置していること。
- 2 雇用保険の適用事業主であること。
- 3 次の①から③の条件を全て満たす新規高卒者等を雇用している事業主であること。
 - ① 雇用保険の一般被保険者として6ヶ月以上雇用される者
 - ② 岩美町内に住民登録がある者(ただし、外国人研修生は除く)
 - ③ 事業主の2親等以内の親族でない者
- 4 新規高卒者等を雇用した日前後6ヶ月の間に、事業主の都合による離職者がいないこと
- 5 国・県から類似の補助金等を受けていないこと。
- 6 町税及び公共料金を完納していること。